

帯広市まちづくり基本条例適合状況等
について

令和 3 年 12 月

帯 広 市

1 はじめに

帯広市まちづくり基本条例（以下「基本条例」という。）は、豊かな地域社会の実現に向け市民と市がそれぞれの役割と責任を担い、互いに力を合わせてすすめる協働のまちづくりを推進するための基本的事項を定めたものです。

基本条例では、条例の施行から5年を超えない期間ごとに、社会経済情勢の変化などを勘案し、各条項等の適合状況等の検討を行うことを規定しています。

今年度は、前回の検討（平成28年度）から5年目を迎えることから、3回目となる適合状況等の検討を行ったものです。

具体的には、市において、これまでの取り組みの状況と課題の整理を行った上で、時代の変化や社会情勢などに対する各条項の適合性、妥当性の検討を行い、その結果（原案）についてパブリックコメントを実施し、市民の皆様よりご意見をいただきました。

検討の結果、条例の内容を見直す必要はないとの結論に至ったところであり、今後は各条文における課題及び今後の取り組みの考え方を踏まえ、効果的な取り組みを進めていきます。

2 各条項の適合状況の検討結果

(1) 総則、権利及び責務

① 基本条例の関係条項

(目的)

第1条 この条例は、市民と市がそれぞれの役割と責任を担い、互いに力を合わせてすすめる協働のまちづくりを推進するための基本的事項を定め、豊かな地域社会の実現をはかることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内において事業を営み、若しくは活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいう。

(2) 市 長その他の執行機関をいう

(条例の位置付け)

第3条 市は、まちづくりの推進にあたり、条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更にあたっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。

(市民の権利及び責務)

第4条 市民は、まちづくりに幅広く参加する権利を有する。

2 市民は、市の保有する情報を知る権利を有する。

3 市民は、自ら情報を共有するように努めるとともに、まちづくりの主体としての意識と責任を持ち、まちづくりを協働で推進するように努めなければならない。

4 市民は、まちづくりに参加又は不参加を理由に不利益を受けない。

(市長の責務)

第5条 市長は、帯広市を代表する者として、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。

2 市長は、市民の意向の把握に努め、市政運営の方針を明らかにするとともに、帯広・十勝の魅力や個性を活かして、まちづくりを推進しなければならない。

3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。

(市職員の責務)

第6条 市職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、まちづくりに関する情報収集に努めながら、専門的な知識及び能力を十分発揮して職務を行うとともに、幅広い視野で市民と協働のまちづくりに取り組まなければならない。

3 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

② 適合状況等の検討

＜これまでの主な取り組み＞

- 基本条例に関わる市の取り組み状況について、ホームページでの情報提供及び市職員への情報共有を行った。
- 市職員に向けた研修において、基本条例の周知を図った。
- 市職員への研修の実施などにより、まちづくりの推進に必要な知識や能力の習得を支援したほか、人材そだち評価制度などを通じた人材育成を進めた。
- 複雑多様化する地域課題の解決に向け、主体的に考え、学び、行動する職員を育成していくことの重要性が高まってきていることを踏まえ、「帯広市人材育成基本方針」を改定し、職員の行動規範等の明確化による主体的な能力開発の促進や、職場や制度を通じた成長の支援など、今後の人材育成の方向性を示した。

＜課題＞

市民と市が力を合わせてまちづくりを進めていくため、市民に対して基本条例の理念の浸透を図っていく必要があります。

また、質の高い行政サービスを安定的に提供していくため、市職員には、市民ニーズを的確に把握し、市に求められる役割を見極めた上で、まちづくりに取り組むことが求められています。

＜条文改正の必要性＞

変化の激しい時代において、市内に居住する住民のみならず、多様な主体の知恵や力を活かし協働のまちづくりを推進していくことがますます重要となっています。

基本条例の理念、市民の権利及び市民と市の責務に変わりはなく、条文は適当であり、改正の必要性はありません。

③ 今後の取り組みの考え方

- 基本条例の理念の浸透を図るため、引き続き、本条例における「市民」の定義に、通勤・通学者や市内で活動を行っている団体等を含めている意義など、多様な主体の参画によるまちづくりの重要性や、基本条例に基づく取り組み状況などについて、ホームページを活用した周知を行います。
- 帯広市人材育成基本方針に基づき、職員が自ら成長する姿勢を持ち続けられるよう、様々な施策の実施を通じた人材育成を進めます。

(2) 参加機会の充実

① 基本条例の関係条項

(参加機会の充実)

第7条 市は、市民がまちづくりに参加する機会の充実に努めなければならない。

② 適合状況等の検討

<これまでの主な取り組み>

- 市民生活に影響する重要な計画の策定や条例制定などにおいて、幅広く市民の意見を聴くため、アンケートやパブリックコメント、意見交換会など、複数の方法を活用することに努めた。
- 附属機関等の委員について実態調査を行い、庁内で共有するとともに、指針に基づき女性や青年層の登用を進めるなど、幅広い市民のまちづくりへの参加促進に努めた。

<課題>

協働のまちづくりを推進していくため、今後も様々な方法を活用しながら市民がまちづくりに参加できる機会の充実に努めていく必要があります。

<条文改正の必要性>

市民のまちづくりへの関心を高め、協働のまちづくりを推進していくためには、まちづくりに参加できる機会の充実が重要であることから、条文の内容は適当であり、改正の必要性はありません。

③ 今後の取り組みの考え方

- 「市民意見聴取推進の基本的事項」に基づき、市職員の市民意見を聴く取り組みへの理解を促すほか、庁内で取り組み状況を共有しながら、意見を聴く機会の充実に図ります。
- 広報紙やホームページ、SNSなど様々な媒体を活用し、多くの市民が幅広くまちづくりに参加できるよう、効果的な周知に取り組めます。

(3) 協働の推進、コミュニティ活動

① 基本条例の関係条項

(協働の推進)

第8条 市民及び市は、相互理解のもと、それぞれの役割を担いながら、協働のまちづくりをすすめなければならない。

2 市は、協働を推進するための施策を整備するとともに、協働の実効性が高まるように努めなければならない。

3 市は、前項に規定する取組をすすめるにあたっては、市民の自主性及び主体性を尊重しなければならない。

(コミュニティ活動)

第9条 市民は、互いに助け合い安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のため、多様なコミュニティにおいて主体的な取組に努めるものとする。

2 市民及び市は、まちづくりの担い手である地域コミュニティの役割を認識し、守り育てるように努めるものとする。

3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動の支援に努めなければならない。

② 適合状況等の検討

<これまでの主な取り組み>

- 市民提案型協働のまちづくり支援事業について幅広く周知を行うとともに、アイデア発表会及び事業報告会を公開で実施した。
- 市民協働ポータルサイトを活用し、協働事例や市民活動団体情報を集約的に発信した。
- 町内会加入チラシを活用し、各町内会と協力しながら、転入者や町内会未加入者への周知啓発を実施した。

<課題>

少子高齢化の進行などにより、地域コミュニティにおいて担い手の減少や、固定化が進行しており、今後も多様なコミュニティの主体的な活動を支えながら、協働のまちづくりにつなげていく必要があります。

<条文改正の必要性>

複雑多様化する地域課題の解決に向け、市民と市がそれぞれの役割を担いながら、協働してまちづくりを進めていくことの大切さに変わりはなく、条文は適当であり、改正の必要性はありません。

③ 今後の取り組みの考え方

- 市民主体によるまちづくり推進の取り組みを支援する制度や、市民活動団体の様々な取り組みの効果的な周知などを通し、多くの市民のコミュニティ活動への参加につな

げます。

○地域コミュニティの活性化に向け、町内会の負担軽減に向けた検討や町内会の役割・重要性の啓発に取り組めます。

(4) パブリックコメント制度

① 基本条例の関係条項

(パブリックコメント制度)

第 10 条 市は、市民生活に重要な計画等の策定にあたり、市民の意見を反映させるため、案の内容等を公表し、市民の意見を聴くとともに、提出された市民の意見に対する市の考え方を公表しなければならない。

② 適合状況等の検討

<これまでの主な取り組み>

○市の基本的な計画等や市政に関する基本方針を定めた条例等の策定・制定等において、市民意見を反映させるため、パブリックコメントを実施した。

○実施にあたっては、市民が意見を提出しやすいよう、広報紙やホームページにおいて募集案件に係る特集ページを掲載したほか、パブリックコメント実施後には意見反映状況を一覧にして掲載した。

<課題>

様々な手段を利用して制度の周知に取り組んでおり、今後も制度の浸透を図り、市民の政策形成に対する関心を高めながら、協働のまちづくりの推進につなげていく必要があります。

<条文改正の必要性>

パブリックコメント制度は、市民生活に重要な計画等の策定にあたって、すべての市民が直接意見を述べることができる機会であり、市民への説明責任を遂行することで協働のまちづくりにつなげるための重要な制度であることから、条文は適当であり、改正の必要性はありません。

③ 今後の取り組みの考え方

○パブリックコメント制度や実施案件について、広報紙やホームページ、SNSなど様々な媒体を活用するほか、広聴機会などを通じた効果的な周知に努めます。

(5) 住民投票

① 基本条例の関係条項

(住民投票)

- 第 11 条 市長は、市政の重要事項について、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができるものとし、その結果について尊重しなければならない。
- 2 住民投票を行う場合はその事案ごとに、必要な事項を規定した条例を別に定めるものとする。
- 3 市長及び市議会議員の選挙権を有する住民は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

② 適合状況等の検討

<これまでの主な取り組み>

○住民投票制度に関する他自治体や国の動向などについて情報収集を行った。

<課題>

特になし。

<条文改正の必要性>

住民投票制度は市政の重要事項について、市民の意思を直接確認する間接民主主義を補完する制度です。

案件ごとに議論を深め、投票者の資格要件や投票方法なども案件ごとに柔軟に決められることから、個別に条例を定めて行う現行の制度が望ましく、条文は適当であるため、改正の必要性はありません。

③ 今後の取り組みの考え方

○引き続き、住民投票制度に関する他自治体や国の動向などについて情報収集を行います。

(6) 情報共有

① 基本条例の関係条項

(情報提供)

第 12 条 市は、市民生活及びまちづくりに必要な情報を適切かつわかりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 市民は、必要な情報は自ら収集するように努めるものとする。

(情報公開)

第 13 条 市は、市民の知る権利を尊重し、別に条例で定めるところにより、公文書の開示等について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。

(説明責任)

第 14 条 市は、市の実施する施策について、市民にわかりやすく説明しなければならない。

2 市は、市民からの意見や質問に対し迅速かつ適切に対応しなければならない。

(財政運営) (抜粋)

第 16 条

3 市は、財政状況並びに予算及び決算の内容をわかりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するように努めなければならない。

② 適合状況等の検討

<これまでの主な取り組み>

○記者会見の定期的な開催や広報紙の充実などを図り、市政に関する効果的な情報発信と理解促進に努めた。

○市長と市民の対話事業として、まちづくりをテーマに意見交換する「市民トーク」などを開催した。

○誰もが情報を取得しやすいよう、令和 2 年度にホームページをリニューアルし、機能改善や閲覧性の向上を図ったほか、新たな SNS を活用し、効果的な情報発信を行った。

○帯広市情報公開条例等に基づき、公文書の開示等を通じた情報の公開に努めた。

○市における財政状況、並びに予算及び決算の内容について市民にわかりやすく伝えるため、「帯広市の台所事情」を作成し公表した。

<課題>

今後も市民が日常生活やまちづくりに必要な情報をわかりやすく取得できるよう、取り組みを推進していく必要があります。

<条文改正の必要性>

人口減少に伴う税収の減少や労働力不足など財政面や人材面の制約が強まる中、市民の納得感を得ながら、協働のまちづくりを進めていく上で、市民に対し必要な情報をわ

かりやすく提供することがますます重要になっていることから、条文は適当であり、改正の必要性はありません。

③ 今後の取り組みの考え方

- ホームページ、SNSなどそれぞれの媒体の長所を生かした情報発信に努めます。
- 市民生活やまちづくりに関して、わかりやすい情報発信につなげるため、市ホームページの操作方法やウェブアクセシビリティに関わる研修等の実施により、市職員の知識習得や能力向上に努めます。

(7) 行政運営、条例の見直し等

① 基本条例の関係条項

(総合計画)

第 15 条 市は、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市は、総合計画の策定にあたっては、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。

3 市は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、適切に進行管理を行うとともに、その結果を定期的に市民にわかりやすく公表しなければならない。

4 市は、各分野の計画を定めるときは、総合計画に即するように努めなければならない。

(財政運営)

第 16 条 市は、中長期を見通し、健全な財政運営に努めなければならない。

2 市は、予算編成にあたっては、総合計画や行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。

3 市は、財政状況並びに予算及び決算の内容をわかりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するように努めなければならない。

(行政評価)

第 17 条 市は、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、施策等について行政評価を実施し、その結果を市民にわかりやすく公表するとともに、施策等への反映に努めなければならない。

2 市は、行政評価をするにあたっては、市民意見を反映するなど客観性及び公正性を高めるように努めなければならない。

(組織及び機構)

第 18 条 市の組織は、行政ニーズや社会環境の変化に的確に対応するとともに、市民にわかりやすく、利用しやすい、簡素で効率的かつ機能的なものとしなければならない。

(行政手続)

第 19 条 市は、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続きを適切に行い、行政運営における公正の確保と透明性の向上をはかり、市民の権利利益の保護に資するように努めなければならない。

(個人情報保護)

第 20 条 市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報の開示、訂正及び利用の停止等について必要な措置を講じるとともに、市の保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(出資団体等)

第 21 条 市は、出資又はその他の支援等を行う団体等及び指定管理者が行う市と関連する業務等について、その目的が適切に達成されるように必要な指導及び助言ができるものとする。

(危機管理)

第 22 条 市は、災害その他の緊急時に備え、市民、関係機関及び他の自治体と相互に連携協力し、総合的かつ機動的な体制の確立に努めなければならない。

(国・道及び他の自治体との関係)

第 23 条 市は、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割分担を踏まえ、連携協力を努めるものとする。

2 市は、行政サービスの向上や効率的な行財政運営等をはかるため、他の自治体との連携協力を努めるほか、国内外の自治体等との交流及び連携に努めるものとする。

(条例の見直し)

第 24 条 市は、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに、この条例の理念を踏まえ、社会経済情勢の変化等を勘案し、各条項等の適合状況等を検討し、見直しが適当と判断したときは、必要な取組を行うものとする。

2 市は、前項の検討及び見直しにあたっては、市民の意見を聴かななければならない。

② 適合状況等の検討

＜これまでの主な取り組み＞

- 市民と市がまちづくりの方向性について共通の認識に立ち、それぞれの役割を担いながら住みよい地域社会を実現するための協働の指針として、令和 2 年 3 月に「第七期帯広市総合計画」を策定した。
- 市における財政状況、並びに予算及び決算の内容について市民にわかりやすく伝えるため、「帯広市の台所事情」を作成し公表した。
- 「第六期帯広市総合計画」の効果的・効率的な推進を図るため「政策・施策評価」を導入し、各施策等の目標に向けた進捗状況や取り組みの状況の評価を毎年度行い、評価結果を予算編成につなげるとともに「まちづくり通信」として公表した。
- 組織横断的な課題や新たな政策課題への対応を強化し、より効率的・効果的な事務執行の体制を構築するため、令和 2 年 4 月に市組織機構の見直しを行った。
- 国内での大規模な災害が頻発していることなどに伴い、自治体における危機対策の対応・体制強化を図るため、庁内に危機対策室を設置した。
- 管内 18 町村との協定に基づく、十勝定住自立圏構想の推進に向け、これまでの取り組み等を踏まえ、「第 3 期十勝定住自立圏共生ビジョン」を策定した。

＜課題＞

人口減少、少子高齢化の急速な進行、グローバル化や技術革新の進展、感染症の拡大など、社会経済情勢は加速的に変化してきており、市民生活等への様々な影響が懸念されています。

自治体においても社会保障費などの義務的経費の増加、公共施設の老朽化、人口減少に伴う税収の減少や労働力不足など財政面や人材面での様々な影響が懸念されており、市民ニーズや行政に求められる役割の変化を捉えつつ、財政状況を見極めながら、効果

的、効率的で持続可能な行政運営を進めていく必要があります。

また、災害発生時には市民一人ひとりが、自ら適切に行動することが必要であり、自助の重要性や地域における共助の意識醸成を進め、災害への対応力を高めていく必要があります。

＜条文改正の必要性＞

市民や関係機関と連携、協働し、社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、まちづくりを総合的、計画的に推進していくことが必要であることから、条文は適当であり、改正の必要性はありません。

③ 今後の取り組みの考え方

- 第七期帯広市総合計画の効果的・効率的な推進を図るため、各施策等の進捗状況などについて、毎年度評価を行い、評価結果を予算編成につなげるとともに、ホームページ等で公表します。
- 多様化する行政ニーズに的確に対応するため、市職員の知識や能力の向上・発揮に努めるとともに、国等の動向も注視しながらＩＣＴの活用や業務の標準化・省力化、民間活力の活用などを通し、効果的、効率的な行政運営につなげます。
- 防災訓練や防災出前講座による幅広い世代への防災・減災の普及啓発等を図るほか、関係機関等と連携し、自主防災組織の育成などに取り組みます。

参考資料

【市民意見聴取の実施件数（第7条関係）】

年度	H28	H29	H30	R1	R2
アンケート	2件	4件	9件	2件	2件
パブリックコメント	7件	6件	5件	20件	4件
意見交換会	4件	5件	3件	7件	2件
附属機関等	5件	6件	10件	18件	4件
その他	0件	3件	4件	3件	0件
合計	18件	24件	31件	50件	12件

【パブリックコメント制度の実施結果（第10条関係）】

年度	H28	H29	H30	R1	R2
実施件数	7件	6件	5件	20件	4件
意見提出数	105件	33件	45件	212件	26件

【情報公開制度の利用状況（第13条関係）】

年度	H28	H29	H30	R1	R2
請求件数	29件	46件	54件	47件	43件

【まちづくり基本条例に基づくこれまでの取組】

関係条項	市民検討委員会の提言（H28.8月）	取組の考え方（H28.11月公表）	NO.	平成29年度の取り組み	平成30年度の取り組み	令和元年度の取り組み	令和2年度の取り組み	取り組み上の問題点・改善点	令和３年度の取り組み予定
				取り組み実績の具体的内容	取り組み実績の具体的内容	取り組み実績の具体的内容	取り組み実績の具体的内容		取り組み予定の具体的内容
・第1条 -目的 ・第2条 -定義 ・第3条 -位置づけ ・第4条 -市民の権利責務 ・第5条 -市長の責務 ・第6条 -市職員の責務	市民のまちづくりへの参加意識を高めるため、基本条例の周知に取り組む必要があります。	まちづくり基本条例の理念の浸透を図るため、条例の周知に努めます。	1	・初級（2年次）職員後期研修において、研修受講職員にまちづくり基本条例の周知を図った。	・初級（2年次）職員後期研修において、研修受講職員にまちづくり基本条例の周知を図った。	・初級（2年次）職員後期研修において、研修受講職員にまちづくり基本条例の周知を図った。	・帯広市まちづくり基本条例に関わる取り組み状況（条例の推進、市民意見聴取の実施）について、前年度の取り組みや当該年度の実施予定を取りまとめ、ホームページでの公開及び庁内各課へ情報提供を行った。	・市民に対する周知は、ホームページにおいて実施したが、より分かりやすい情報発信の検討が必要。	・引き続き、ホームページを使用した周知を実施するほか、SNSの活用を含め、より分かりやすい周知内容の検討に取り組む。 ・初級（2年次及び3年次）職員研修において、研修受講職員にまちづくり基本条例の周知を行う。
			2	※No.5で整理					
・第7条 -参加機会の充実	参加機会は多くありますが、機会があることが市民に十分認知されておらず、周知方法のさらなる工夫が必要です。	広報紙やホームページ、SNSなど様々な媒体の長所を生かしながら、必要な情報が市民に届くよう、周知方法などの工夫に努めます。	3	※No.13で整理				・審議会における委員の選出について、女性割合は31.5%、青年層の割合は26.5%となっている(令和2年8月1日現在)。女性や若年者のまちづくりへの参加促進に向けて指針の周知など継続的に取り組んでいく必要がある。	・指針の周知や、他の附属機関の委員選出状況を参考とできるよう、附属機関の委員名簿を庁内で共有し、さらなる女性や青年層の委員の登用を呼びかける。
			4	・例年8月に実施している附属機関の実態調査を実施し、指針に基づいて附属機関の運営が行われているか、現状把握に努めた。	例年8月に実施している附属機関の実態調査を実施し、指針に基づいて附属機関の運営が行われているか、現状把握に努めた。	・例年8月に実施している附属機関の実態調査を実施し、指針に基づいて附属機関の運営が行われているか、現状把握に努めた。	・例年8月に実施している附属機関の実態調査を実施し、指針に基づいて附属機関の運営が行われているか、現状把握に努めた。		
			5	・一つの案件に対して、アンケートやパブリックコメント、意見交換会など、複数の方法により、市民が参加できる機会を提供した。 ・重要な計画等への意見聴取の実施結果（平成28年度）及び実施予定（平成29年度）を取りまとめ、市のホームページに公表した。	・一つの案件に対して、アンケートやパブリックコメント、意見交換会など、複数の方法により、市民が参加できる機会を提供した。 ・重要な計画等への意見聴取の実施結果（平成28年度）及び実施予定（平成29年度）を取りまとめ、市のホームページに公表した。	・一つの案件に対して、アンケートやパブリックコメント、意見交換会など、複数の方法により、市民が参加できる機会を提供した。	・一つの案件に対して、アンケートやパブリックコメント、意見交換会など、複数の方法により、市民が参加できる機会を提供した。		・多様な参加機会の提供について、より効果的な手法の検討が必要。
・第8条 -協働の推進 ・第9条 -コミュニティ活動	市民協働の活動事例は増加していますが、市民協働の取組を支援する制度のより一層の周知、活用の促進などにより、協働の取組をさらに広げることが必要です。	市民が主体となった多様な市民協働の取組を促進するため、市民協働の取組を支援する制度について、より効果的な周知に取り組めます。	6	・協働事例や市民活動団体情報を集約的に発信したほか、市民提案型協働のまちづくり支援事業についてプレゼンや事業報告会を公開した。 ・協働アクションの登録団体に対し、メール等で案内した。 ・制度の募集期間中にSNSを活用して複数回にわたって周知したほか、ラジオ、ケーブルテレビに出演しPRを図った。 ・募集開始にあわせ、広報紙に特集記事を掲載し周知を図った。 ・募集開始時に市役所市民ホールで活動事例を展示し、制度の周囲を図った。 ・市民協働のまちづくり「協働・連携ハンドブック」を作成した。	・SNSを活用するなど、市民提案型協働のまちづくり支援事業について幅広く周知を行いながら、プレゼン及び事業報告会を公開実施。 ・広報おびひろに市民提案型協働のまちづくり支援事業にかかる特集記事を掲載。（H30.8月号） ・市民協働ポータルサイトをリニューアルし、協働事例や市民活動団体情報を集約的に発信。 ・様々な機会を通じ、市民協働のまちづくり「協働・連携ハンドブック」の周知啓発を実施。	・SNSを活用するなど、市民提案型協働のまちづくり支援事業について幅広く周知を行いながら、プレゼン及び事業報告会を公開実施。 ・広報おびひろに市民提案型協働のまちづくり支援事業にかかる一般記事を掲載した。（R1.8月号） ・市民協働ポータルサイトを活用し、協働事例や市民活動団体情報を集約的に発信した。 ・様々な機会を通じ、市民協働のまちづくり「協働・連携ハンドブック」の周知啓発を実施。	・SNSを活用するなど、市民提案型協働のまちづくり支援事業について幅広く周知を行いながら、プレゼン及び事業報告会を実施。 ・広報おびひろに市民提案型協働のまちづくり支援事業にかかる一般記事を掲載。（R2.8月号） ・市ホームページを活用し、協働事例や市民活動団体情報を集約的に発信。 ・様々な機会を通じ、市民協働のまちづくり「協働・連携ハンドブック」の周知啓発を実施。	・市民活動団体に関する情報の効果的な発信が必要。 ・市民協働の取り組みの輪を広げていくため、市民活動団体同士や市関係課との更なるつながりが必要。	・引き続き、各種媒体を活用するなど、市民提案型協働のまちづくり支援事業の周知に努め、多くの市民の参加につなげていく。 ・市ホームページの活用を通して市民活動団体の取り組みの周知を進めるとともに、掲載内容の充実に取り組む。 ・市民活動団体による市民協働の取り組みを推進するため、市民提案型協働のまちづくり支援事業の仕組みの見直しを行う。
			7	・転入者や各町内会、住宅管理者など、町内会未加入者への周知啓発を強化した。 ・地区連合町内会連携会議を実施した。 ・市、市町連、北海道宅地建物取引業協会帯広支部と三者協定締結により、アパート、マンション入居者の町内会未加入者に対する加入の呼びかけを行った。 ・学校、家庭、地域が効果的に連携するための仕組みづくりとしてワークショップを開催した。	・町内会加入チラシをリニューアルするとともに、市・市町連・北海道宅地建物取引業協会帯広支部と三者協定締結によるアパート、マンション入居者の町内会未加入者への加入呼びかけを行うなど、転入者や町内会未加入者への周知啓発を実施。 ・コミュニティの再生・活性化の取り組みの基礎資料とするため、町内会役員や市民活動団体、企業及び一般市民を対象に地域実態調査を実施。 ・市民協働ポータルサイトをリニューアルし、協働事例や市民活動団体情報を集約的に発信。（再掲NO.6） ・広報おびひろに地域コミュニティにかかる特集記事を掲載。（H31.3月号）	・町内会加入チラシを活用し、各町内会と協力しながら、転入者や町内会未加入者への周知啓発を実施。 ・市民協働ポータルサイトをリニューアルし、協働事例や市民活動団体情報を集約的に発信。（再掲NO.6） ・広報おびひろに町内会活動にかかる一般記事を掲載した。（R2.4月号） ・小中学校8校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを導入した。地域における目指す子ども像等について協議した。 ・10団体が子ども学校応援地域基金の交付金を受け、学校、家庭、地域、関係団体と連携を図った特色のある事業を実施した。	・町内会加入チラシを活用し、各町内会と協力しながら、転入者や町内会未加入者への周知啓発を実施。 ・市ホームページを活用し、協働事例や市民活動団体情報を集約的に発信。（再掲NO.6） ・広報おびひろに町内会活動にかかる一般記事を掲載。（R3.4月号） ・小中学校4校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを導入した。地域における目指す子ども像等について協議。 ・コミュニティ・スクール通信を発行し、制度や取組みの周知を実施。 ・8団体が子ども学校応援地域基金の交付金を受け、学校、家庭、地域、関係団体と連携を図った特色のある事業を実施。		・社会環境の変化などに伴い、地域への関心が低くなってきており、町内会活動や地域コミュニティの重要性を啓発していくことが必要。 ・町内会の負担を軽減していくためにも、多様な主体との連携・協力が必要。 ・コミュニティ・スクールの制度や趣旨について、地域への理解を深めることが必要。 ・交付金の活用促進に向けた取組みが必要。 ・地域コーディネーターの育成、ボランティアの裾野拡大に向けて継続的に取り組んでいくことが必要。

【まちづくり基本条例に基づくこれまでの取組】

関係条項	市民検討委員会の提言（H28.8月）	取組の考え方（H28.11月公表）	NO.	平成29年度の取り組み	平成30年度の取り組み	令和元年度の取り組み	令和2年度の取り組み	取り組み上の問題点・改善点	令和3年度の取り組み予定
				取り組み実績の具体的内容	取り組み実績の具体的内容	取り組み実績の具体的内容	取り組み実績の具体的内容		取り組み予定の具体的内容
・第8条 -協働の推進 ・第9条 -コミュニティ活動	地域コミュニティを活性化するためには、地域における様々な世代の市民の参加と、関係機関や団体などの連携により、これからのまちづくりを担う若い世代を地域で育てていく必要があります。	地域ぐるみで子どもたちを応援する取組を進めるとともに、地域コミュニティの担い手の確保・育成や活動の活性化を図ります。	7		・学校、家庭、地域が効果的に連携するための仕組みづくりとしてワークショップを開催。 ・10団体が子ども学校応援地域基金の交付金を受け、学校、地域、家庭、関係団体と連携を図った特色のある事業を行った。 ・第1回子ども学校応援みらいカフェを開催。（9月5日（水）） 昼の部は、地区にある「サロン」を会場とし、「地域の子どもについて」を切り口に日頃の活動の様子や地域の課題などについて交流した。夜の部は、チラシの効果的な作り方を学ぶスキルアップ的なカフェを行った。 ※9月6日（木）は、胆振東部における大地震の影響により中止 ・第2回子ども学校応援みらいカフェを開催。（12月1日（土））	・西帯広地区のボランティア団体を訪問し、子ども学校応援地域基金を紹介した。（計5回） ・子ども学校応援みらいカフェを開催した。交付2団体より交付金を活用した取組の成果・課題等を発表。NPO教育支援協会北海道より講師を招き、ワークショップを実施した。	・交付金を周知するため、広報おびひろの折込チラシを作成。 ・地域コーディネーター向けの研修を実施。		・コミュニティ・スクールの導入校拡大。 ・広報おびひろの折込チラシによる周知を継続し、交付金の活用促進に向け、掲載内容を検討。 ・子ども学校応援地域基金の交付団体の募集。 ・地域コーディネーター向けの研修のほか、他自治体の取組みを調査するなどし、地域コーディネーターのより効果的な活用について検討。
・第10条 -パブコメ制度	制度に問題はありませんが、パブリックコメントに寄せられる意見が限られているため、市民参加の必要性について引き続き伝えていく必要があります。	市民協働のまちづくりの理念やまちづくりに関する情報などについて、引き続き幅広い市民への周知に努めます。	8	※No.13で整理					
	まちづくりに自分の意見が反映されるパブリックコメント制度があることについて、周知を続けることが必要です。	パブリックコメント制度の一層の定着を図り、実効性のあるものとするため、引き続き周知に努めます。	9	・広報紙において、パブリックコメントの意見反映状況を一覧にして掲載した。 ・パブリックコメントの実施時期が近い案件をまとめた「お知らせ」を作成し、町内会で回覧した。 ・パブリックコメントの募集案件の概要・期間を確認しやすいよう、ホームページのトップページにバナーを掲載した。	・広報紙にパブリックコメントの募集案件に掲載したほか、パブリックコメントの意見反映状況を一覧にして掲載した。 ・パブリックコメントの募集案件の概要・期間を確認しやすいよう、ホームページのトップページにバナーを掲載した。	・広報紙にパブリックコメントの募集案件に係る特集ページを掲載したほか、パブリックコメントの意見反映状況を一覧にして掲載した。 ・パブリックコメントの募集案件の概要・期間を確認しやすいよう、ホームページのトップページにバナーを掲載した。	・広報紙にパブリックコメントの募集案件に係る特集ページを掲載したほか、パブリックコメントの意見反映状況を一覧にして掲載した。 ・パブリックコメントの募集案件の概要や期間を確認しやすいよう、ホームページのトップページにバナーを掲載した。 ・パブリックコメントに関する作業手順をイメージ図や表を用いて明確化したほか、過去のパブリックコメント実施例を紹介するなど、制度周知に努めた。	・様々な手法により周知を図ってきているが、積極的な意見提出に結びついていない状況。市が策定する計画などの案件について、市民の関心を高めていくことが必要。	・パブリックコメント制度や意見募集案件について、広報紙やホームページ、SNSのほか、広聴機会などを通して効果的な周知に努めていく。
	市民が手軽に意見を提出することのできる方法を検討するなど、パブリックコメント制度の活用を促すことが必要です。	パブリックコメント制度の活用促進に向け、意見提出の手法などについて検討します。	10	・ホームページ上で、パブリックコメントの概要版(PDF)を閲覧する人が意見を提出しやすいよう、PDFに意見提出ページへのリンクボタンを設置した。	ホームページ上で、パブリックコメントの概要版(PDF)を閲覧する人が意見を提出しやすいよう、PDFに意見提出ページへのリンクボタンを設置した。	ホームページ上で、パブリックコメントの概要版(PDF)を閲覧する人が意見を提出しやすいよう、PDFに意見提出ページへのリンクボタンを設置した。	ホームページ上で、パブリックコメントの概要版(PDF)を閲覧する人が意見を提出しやすいよう、PDFに意見提出ページへのリンクボタンを設置した。	・関係者や専門家からの意見だけではなく、市民からの率直な意見なども求めていくことも必要。	・引き続き、ホームページ上でパブリックコメントの概要版(PDF)から直接意見を提出するページにリンクするなど、幅広い意見を求めやすい工夫に努めている。
・第11条 -住民投票	公職選挙法の改正により、住民投票に関する条例の制定を請求することができる者が18歳以上まで拡大されたことを踏まえ、まちづくりに関する情報について、若い世代にも分かりやすい説明に努めることが必要です。	若い世代により一層市政に関心を持っていただけるよう、まちづくりに関する情報について分かりやすい発信に努めます。	11	※No.13で整理					
	住民投票制度のあり方については、あらかじめ投票の対象事項や投票資格などを定めておき、一定数の署名が集まれば住民投票を実施できる「常設型」と呼ばれる制度を定めている自治体もありますが、帯広市では、住民投票制度を有効に機能させるためには、案件ごとに、年齢など、投票資格者の要件を規定する現状の制度が望ましいと考えます。	引き続き現状の制度のもと、住民投票制度を適切に運用します。	12	・住民投票制度に関する他自治体や国の動向などについて情報収集を行った。	・住民投票制度に関する他自治体や国の動向などについて情報収集を行った。	・住民投票制度に関する他自治体や国の動向などについて情報収集を行った。	・住民投票制度に関する他自治体や国の動向などについて情報収集を行った。	・現状ではなし。	・住民投票制度について、引き続き情報収集を行う。
・第12条 -情報提供 ・第13条 -情報公開 ・第14条 -説明責任	基本条例では、市民は自ら情報収集するように努めることとされていますが、一方で、市は、市民が情報を収集しやすい環境づくりを進めることも重要です。	広報紙やホームページ、SNSなど様々な媒体の長所を生かしながら、必要な情報が市民に届くよう、周知方法などの工夫に努めます。	13	・広報紙が届いていない世帯への配布を補完するため、引き続き、市内のコンビニエンスストア・スーパーなどへの設置を行った。 ・ホームページのトップページに、必要な情報が見やすくなるようバナーを掲載した。（台風被害関連情報、インフルエンザ、除雪情報）	・広報紙が届いていない世帯への配布を補完するため、引き続き、市内のコンビニエンスストア・スーパーなどへの設置を行った。平成30年10月からは市内郵便局にも設置を開始した。 ・ウェブアクセシビリティ方針を定め、ホームページ上で公開するとともに、取り組みの評価・確認を行った。	・広報紙が届いていない世帯への配布を補完するため、引き続き、市内のコンビニエンスストア・スーパー、郵便局などへの設置を行った。 ・ホームページのトップページに、必要な情報が見やすくなるようバナーを掲載した。（熱中症予防、インフルエンザ、除雪情報、日米共同訓練）	・広報紙が届いていない世帯への配布を補完するため、引き続き、市内のコンビニエンスストアやスーパー、銀行、郵便局、コミセンなどへ設置した。 ・令和3年1月に市ホームページを全面リニューアルし、ウェブアクセシビリティに配慮した機能改善や閲覧性の向上などを図った。	・広報・広聴を効果的に組み合わせ、市民参加を促進する必要がある。	・広報紙が届いていない世帯への配布を補完するため、コンビニエンスストア、スーパーなどへの広報紙の設置を継続する。 ・市ホームページの操作方法やウェブアクセシビリティに関わる研修を実施し、多くの職員がわかりやすい情報発信について学ぶ機会を提供する。

【まちづくり基本条例に基づくこれまでの取組】

関係条項	市民検討委員会の提言（H28.8月）	取組の考え方（H28.11月公表）	NO.	平成29年度の取り組み	平成30年度の取り組み	令和元年度の取り組み	令和2年度の取り組み	取り組み上の問題点・改善点	令和3年度の取り組み予定
				取り組み実績の具体的内容	取り組み実績の具体的内容	取り組み実績の具体的内容	取り組み実績の具体的内容		取り組み予定の具体的内容
・第12条 -情報提供 ・第13条 -情報公開 ・第14条 -説明責任	市から発信されている情報量は十分ですが、必要な人に必要な情報が届くよう、より一層の工夫に努める必要があります。また、情報通信機器を使うことのできる人とそうではない人がいることなどに配慮し、様々な媒体を用いて繰り返し情報を発信するなど、情報格差が生じないように努めることが必要です。	障害のある人でもホームページやSNSなどで提供される情報を利用しやすい環境づくりを進めるほか、情報通信機器が利用できない人へも配慮した情報発信に努めます。	13	・平成29年度の地区懇談会は、市民の暮らしに身近に関心の高いテーマである「防災」と「子育て」を設定したほか、コミセン以外の多様な場所(保健福祉センター、グリーンプラザ)でも開催した。	・ホームページのトップページに、必要な情報が見やすくなるようバナーを掲載した。(災害情報、インフルエンザ、除雪情報、日米共同訓練) ・平成30年度の地区懇談会は、市民の暮らしに身近に関心の高いテーマである「市民みんなで健康づくり」と「おびろの子育て」を設定したほか、参加しやすい工夫として、テーマに関連するイベントに合わせて開催した。	・令和2年3月、市公式LINEアカウントを開設し、新型コロナウイルス感染症に関する情報発信を行った。 ・令和元年度の地区懇談会は、「健康(がん)」がテーマの回では運動講座や検診コーナーを設け、「地域のつながり」がテーマの回では市民団体に事例紹介してもらうなど、新規参加者の増加につながる工夫を行った。	また、チャットボット機能を導入し、問い合わせ機能の充実を向上させた。 ・ホームページのトップページに、必要な情報が見やすくなるようバナーを掲載した。(新型コロナウイルス感染症対策、除雪情報など) ・令和2年3月に開設した市公式LINEアカウントにて、新型コロナウイルス感染症に関する情報発信を行った。		・市公式LINEアカウントにて、感染症の警戒情報のほか、セグメント配信や動画の配信に取り組む。 ・市民トークなどの市民対話事業を効果的に実施する。
・第15条 -総合計画 ・第16条 -財政運営 ・第17条 -行政評価 ・第18条 -組織機構 ・第19条 -行政手続 ・第20条 -個人情報保護 ・第21条 -出資団体等 ・第22条 -危機管理 ・第23条 -国等との関係 ・第24条 -条例の見直し	現時点では、行政運営に関する各制度等に問題はありませんが、地球温暖化や国際化の進展など、地域の産業や経済活動、市民生活に影響を及ぼす可能性のある変化が生じていることから、引き続き、社会経済情勢を注視しながら行政運営を進めることが必要です。	引き続き社会経済情勢を踏まえ、まちづくり基本条例に基づいて行政運営に取り組めます。	14	—					
	東日本大震災や熊本地震などの発生を機に、市民の防災・減災意識は高まっていますが、家屋の耐震診断や耐震改修などの具体的な対策を講じる市民が少ないことから、市は、さらなる啓発活動に努めることが必要です。	防災意識の醸成に向けた啓発活動を継続して実施し、「減災」の考え方を基本に、より災害に強いまちづくりを進めます。	15	・町内会や市民団体、民間企業など、さまざまなコミュニティに対して防災出前講座を実施し、日ごろからの防災対策の必要性等呼びかけた。 ・『防災』をテーマとして地区懇談会を実施し、市長と市民が直接意見交換を行った。 ・町内会や防災関係機関と連携して夏・冬2回の防災訓練を実施し、行政、住民双方の災害対応力の向上を図った。 ・防災セミナーや防災リーダー研修会、防災グッズ展を開催し、市民の防災意識・知識の向上を図った。 ・自主防災組織、個別計画作成協議会など、地域の防災力向上に資する組織の設立、育成の支援を進めた。 ・自主防災組織、個別計画作成協議会など、地域の防災力向上に資する組織の設立、育成の支援を進めた。 ・防災協定の拡充など、関係団体や企業等との連携を進めた。 ・建築物耐震化に関する普及啓発活動や住宅の耐震診断・耐震改修等に対する補助等を実施した。 ・平成28年台風災害の検証を踏まえた各種マニュアルや業務継続計画を整備した。 ・建築物耐震化に関する普及啓発活動や住宅の耐震診断・耐震改修等に対する補助等を実施した。 ・避難所の開設をスムーズに行うための避難所運営セットを整備した。	・町内会や市民団体、民間企業など、さまざまなコミュニティに対して防災出前講座を実施し、日ごろからの防災対策の必要性等呼びかけた。 ・町内会や防災関係機関と連携して夏・冬2回の防災訓練を実施し、行政、住民双方の災害対応力の向上を図った。 ・防災セミナーや防災リーダー研修会、防災グッズ展を開催し、市民の防災意識・知識の向上を図った。 ・自主防災組織、個別計画作成協議会など、地域の防災力向上に資する組織の設立、育成の支援を進めた。 ・自主防災組織、個別計画作成協議会など、地域の防災力向上に資する組織の設立、育成の支援を進めた。 ・防災協定の拡充など、関係団体や企業等との連携を進めた。 ・建築物耐震化に関する普及啓発活動や住宅の耐震診断・耐震改修等に対する補助等を実施した。 ・避難所の停電及び寒さ対策のため発電機やジェットヒーター、段ボールベッド等を整備した。	・町内会や市民団体、民間企業など、さまざまなコミュニティに対して防災出前講座を実施し、日ごろからの災害対策の必要性等呼びかけた。 ・町内会や防災関係機関と連携して夏・冬2回の防災訓練を実施し、行政、住民双方の災害対応力の向上を図った。 ・防災セミナーや防災リーダー研修会、防災グッズ展を開催し、市民の防災意識・知識の向上を図った。 ・自主防災組織、個別計画作成協議会など、地域の防災力向上に資する組織の設立、育成の支援を進めた。 ・自主防災組織、個別計画作成協議会など、地域の防災力向上に資する組織の設立、育成の支援を進めた。 ・防災協定の拡充など、関係団体や企業等との連携を進めた。 ・建築物耐震化に関する普及啓発活動や住宅の耐震診断・耐震改修等に対する補助等を実施した。 ・避難所の感染症対策のための資機材を整備した。	・防災セミナー・防災リーダー研修会、防災グッズ展を開催し、市民の防災意識・知識の向上を図った。 ・自主防災組織、個別計画作成協議会など、地域の防災力向上に資する組織の設立、育成の支援を進めた。 ・建築物耐震化に関する普及啓発活動や住宅の耐震診断・耐震改修等に対する補助等を実施した。 ・被災想定、備蓄基準を見直した。 ・災害情報伝達のため、緊急情報一斉伝達システムを導入した。 ・避難所の開設担当を定め、初動体制を強化した。 ・避難所の感染症対策のための資機材を整備した。	・地域における防災活動の基盤となる町内会組織において、加入率の低下や会員の高齢化、役員の担い手不足等により、防災活動の展開が伸び悩んでいる。 ・災害時要援護者の支援体制について、個別計画作成協議会の設立促進など、組織的な体制整備を進める必要がある。 ・市民の防災に対する意識の啓発に引き続き取り組む必要がある。 ・災害時における円滑な支援の実施を目的として、防災協定締結事業者との連携を強化する必要がある。 ・建築物の耐震化促進に向け、改修費用等の負担感の軽減を図る必要がある。	・町内会等への防災の呼びかけを広め、防災出前講座や実動的な訓練への参加など、具体的な防災活動につなげていく。 ・自主防災組織や個別計画作成協議会の設立促進に向け、町内会等への支援を行う。 ・親子防災講座を通し、小中学生や保護者に防災の呼びかけを行うなど、幅広い世代への普及啓発を図る。 ・市職員向けの訓練を実施することにより、災害対応力の向上を図る。 ・防災に関する各種計画やマニュアルの実効性を高めるための見直しを適時行う。 ・防災訓練への参加や連絡系統の確認等を通じて、災害時における防災協定締結事業者との連携を強化する。 ・建築物の所有者に対し、耐震化への理解の促進や、旧耐震基準住宅の無料耐震簡易診断、住宅の耐震化などに対する補助制度の活用を促すとともに、引き続き耐震化を促進していくため、第3期帯広市耐震改修促進計画を策定する。
	社会経済情勢が変化する速度は高まっており、5年を超えない期間ごとに各条項などの適合状況等について検討することが必要です。なお、検討にあたっては、より効果的・効率的な手法を検討すべきと考えます。	より効果的・効率的な条例の適合状況等の検討方法について検討します。	16	・他都市の点検状況に関して情報収集を行った。	・他都市の点検状況に関して情報収集を行った。	・他都市の点検状況に関して情報収集を行った。	・他都市の点検状況に関して情報収集を行った。 ・令和3年度に実施予定の条例点検の進め方について検討を行った。	・現状ではなし。	・市において適合状況等の点検を実施し、その結果についてパブリックコメントによる市民意見聴取を行った上で検討結果を整理する。

パブリックコメント意見募集の結果

【意見募集結果】

案 件 名	帯広市まちづくり基本条例の適合状況等について（原案）		
募 集 期 間	令和3年9月13日（月）～ 令和3年11月1日（月）		
意 見 の 件 数 （意見提出者数）	5 件 （ 5 人）		
意 見 の 取 り 扱 い	修正	案を修正するもの	件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	件
	参考	今後の参考とするもの	件
	その他	意見として伺ったもの	5 件
意 見 の 受 け 取 り	持参		人
	郵送		人
	ファクス		人
	電子メール		5 人

【意見等の内容】

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
【子育てのしやすいまち】 少子化対策として、他自治体で行われている一時金や子育て用品支給などの出産祝い事業について実施検討をいただきたい。	1 件	【その他】 子供や子育て世代への支援は、子供のライフステージに応じた包括的な支援が重要であると考えています。 本市では、妊娠期から子育て期の相談体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、子育て世代包括支援センター事業などを通し、一人ひとりに寄り添った丁寧な対応を行っているところです。 今後も施策の優先度や他の施策とのバランスなどに配慮しながら、子育てをしていくご家庭が、安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに成長できる取り組みを総合的に進めていく考えです。

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
【町内会、ごみステーション】 住宅を建てたが、町内会への勧誘がない。 また、コロナ禍の影響によって自宅で過ごす時間が多くなっており、ごみステーションのサイズや場所などを考え直してもいいのではないか。 資源ごみの収集日についても分散した方がよいと思う。	1 件	【その他】 町内会は、それぞれの地域に住んでいる人たちが自らの手で住みよい地域づくりに取り組むための任意団体であり、転入者・未加入者への声掛けは、町内会が主体的に行っていますが、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動や加入の呼びかけを控えている町内会も見られます。 町内会への加入について、市では加入を呼びかけるチラシの作成のほか、ホームページや広報紙などを通じた意識啓発、町内会加入希望者と町内会役員の仲介 https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/kurashi/chonaikai/katsudo/1002971.html）などを行っており、今後もこうした町内会活動支援の取り組みを進めていく考えです。 ごみの収集は、市民生活に密接に関わるものであり、家庭から排出されるごみを市民の皆様と市の役割分担のもと、安定的かつ確実に収集・運搬し処理することが必要であると考えています。 こうしたことから、ごみステーションの設置・管理は、利用するそれぞれの町内会や共同住宅の所有者又は管理者にお願いしており、ごみステーションの大きさや設置場所の変更につきましても、町内会及び利用される方々でご協議いただく必要があると考えております。 今後も、ごみの発生抑制と適正分別及び適正排出について周知を図りながら、排出量に応じた計画的な収集運搬体制の構築に努めてまいります。
【安心安全なまちづくり】 自衛隊機の訓練の必要性は理解出来るが、なぜ文教地区や住宅密集地上空を飛行しているか理解できない。 以前市へ問い合わせを行い、協議して改善するとの回答があったが、一向に改善されていない。事故が起きてからでは取り返しがつかない。 市民が不安なく暮らせるよう、安心安全なまちづくりに取り組んで欲しい。	1 件	【その他】 協働のまちづくりを推進する上で、市民が安全で安心して暮らせる環境づくりを進めていくことが必要であると認識しています。 ご意見のあった自衛隊機の訓練については、帯広市と自衛隊との間で「環境保全に関する協定」を締結しており、航空機の騒音の軽減や市民生活の安全確保を図ることとしています。 この協定に基づき、これまでも自衛隊に対して、航空機の適正な管理や運用について要請してきているほか、自衛隊とは例年、意見交換会を行っており、市民の皆様からいただきましたご意見などを伝えてきています。 今後も自衛隊に対して、事故が起きないように、航空機の適正な管理や運用について、引き続き要請するなど市民が不安なく日常生活を送ることが出来るまちづくりに取り組んでまいります。

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
【交通機関の不便さ】 地域公共交通環境の充実について、誰もが運転免許や自家用車を保持できるわけではないので、移動を行うためには路線バスなど地域公共交通の利用が不可欠。 特に冬期間は待ち時間や待ち空間などに課題を感じており、環境の充実を図ってほしい。	1 件	【その他】 地域公共交通は、日常生活や社会経済活動を支える重要な都市機能の一つと認識しています。 帯広市では、地域公共交通網形成計画に基づき、効率的な路線ダイヤの見直しをはじめ、バス待合環境の整備などを交通事業者と連携して進めており、商業施設や郵便局、医療機関と連携した施設内への待合スペースや、上屋付きバス停の設置を行ってきたところです。 今後も地域公共交通の現状や課題について、交通事業者をはじめ関係機関と協議しながら、待合環境の改善など利便性の向上や公共交通ネットワークの確保・充実に向けて取り組んでいく考えです。
【まちづくりへの市民の参画】 まちづくりを推進するためには、若年層の自主的な参画が必要になると思う。 例えば地域福祉の活性化には、ボランティアなど社会資源の活性化が重要となるが、こうした取り組みに市民が参加しやすいよう、いわゆる「ボランティアポイント」の導入について検討してはどうか。 取り組みを通じた成功体験を積み重ねることで、継続性のある活動に繋げていけるのではないかな。	1 件	【その他】 協働のまちづくりを推進する上で、帯広市の未来を担う若年層の方々に、様々な活動を通じてまちづくりに参加いただくことが重要であると考えています。 帯広市ではこれまで、附属機関等の委員について青年層（50 歳未満）の登用を進めてきたほか、学校などと連携した青少年のボランティア活動の促進や、ボランティアセンターを通じた若年層の活動団体への支援などにより、ボランティア活動の活性化を図ってきたところです。 ご意見のあった「ボランティアポイント」については、過去に介護予防事業で試行的に取り組みましたが、効果的に実施するには課題が多いと捉えています。 今後も活動者や各種団体などと連携しながら、若年層を含めた多くの市民が、主体的にまちづくりに参画できる環境づくりを進める考えです。